

第1章 [生きる力]をはぐくむ教育への転換

新学習指導要領のねらいや内容等について端的に述べると次の4点にまとめることができる。

- 知識を一方向的に教え込む教育を改め、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力などの「生きる力」を身に付けさせること。
- 教育内容を厳選し、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、学ぶ意欲や学び方、知的好奇心・探求心などを身に付けさせることによって、学んだ知識を使って、実際に日常の生活や将来の職業生活、家庭生活に生かしていくことができる力を育成する。
- 算数・数学、理科などの教育内容は各学年ごとにみれば3割程度減らしているが、上の学年や上の学校段階に移行し、従来上の段階で扱っていた内容と合わせて教えることなどにより、体系的にわかりやすく、子供たちにとって理解しやすいようにしている。
- 中学校では、選択学習の幅を拡大し、生徒の興味・関心等に応じて、基礎的な内容を補充的に学ぶことができるようにするとともに、発展的、応用的な内容もできるようにしている。

これらを具現化した特色ある教育課程の編成が各学校においては急務である。その具体的な方法・内容について、新学習指導要領の改訂の基本方針や教育課程編成の手順等について、福島県の小・中学校教育の推進と合わせて述べていく。

I 新学習指導要領の総則から

1 改訂の基本方針

- (1) 豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること。
- (2) 自ら学び、自ら考える力を育成すること。
- (3) ゆとりある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること。
- (4) 各学校が創意工夫を生かした特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること。

2 「総則」の改善の要点

(1) 教育課程編成の一般方針

従前の体育に関する指導を体育・健康に関する指導と改めたほか、教育課程編成の原則、道徳教育及び体育・健康に関する指導の3つの構成は従来どおりとし、今回の改訂を生かす観点から、次のような改善を行った。

これらの改善は、基本的には小・中・高等学校を通じて共通の内容である。

- ① 今回の趣旨が生かされるよう、各学校において、児童生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開する中で、自ら学び自ら考える力の育成を図ることを示した。
- ② 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の重要性を強調し、その一層の充実を図るため、従前第3章道徳において記述されていた道徳教育の全体の目標を総則において掲げることとした。また、道徳教育を進めるに当たっての配慮事項として、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成を図ることを示した。
- ③ 従前の体育に関する指導については、体育・健康に関する指導と改め、それらの指導を通して、